

## 沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の運用基準

制定 平成 22 年 7 月 1 日 計画課長決裁

改正 平成 23 年 5 月 20 日 都市計画部長決裁

改正 令和 4 年 7 月 1 日 都市計画部長決裁

沼津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第 21 条に規定する規則に定めるもののほか、必要な事項については本運用基準によるものとする。

1. 条例第 2 条第 2 号イ及び条例第 3 条第 2 号による、一団の土地の区域において埋立て又は盛土と一連の行為として行われる切土、床堀その他の土地の掘削についての適用は、埋立て又は盛土と切土、床堀その他の土地の掘削の土量が合せて 500 立方メートル以上である場合について、適用する。
2. 条例第 4 条第 2 号の他の法令の規定による許可、認可等に基づき行う事業とは、下記に示す事業とする。
  - (1) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 17 条第 1 項、第 25 条第 4 項若しくは第 27 条第 3 項の規定による許可又は同法第 28 条第 1 項の規定による届出に係る土地の埋立て等
  - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項、第 15 条第 1 項又は第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定による許可に係る土地の埋立て等
  - (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 15 条の 2 第 1 項の規定による許可に係る土地の埋立て等
  - (4) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 1 項又は第 34 条第 2 項（同法第 44 条において準用する場合を含む。）の規定による許可に係る土地の埋立て等
  - (5) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項、第 48 条第 1 項又は第 95 条第 1 項の規定による認可を受けて施行する土地改良事業（国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて行うもの又は農林漁業金融公庫から融資を受けて行うものに限る。）に伴う土地の埋立て等
  - (6) 漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 39 条第 1 項の規定による許可に係る土地の埋立て等
  - (7) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 18 条第 1 項の規定による許可（同法第 19 条の規定により許可を受けたものとみなす場合を含む。）に係る土地の埋立て等
  - (8) 鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）第 63 条第 1 項の規定による届出又は同条第 2

項（同法第 87 条において準用する場合を含む。）の規定による認可に係る施業案に従って行う鉱物の採取に伴う土地の埋立て等

- (9) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の規定による認可に係る採取計画に従って行う岩石の採取に伴う土地の埋立て等
- (10) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の規定による認可に係る採取計画に従って行う砂利の採取に伴う土地の埋立て等
- (11) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 37 条第 1 項の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (12) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条第 1 項各号に掲げる市街地開発事業に伴う土地の埋立て等
- (13) 都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可に係る開発行為として行う土地の埋立て等
- (14) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 91 条第 1 項の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (15) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 27 条第 1 項、第 55 条第 1 項又は第 57 条第 1 項の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (16) 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 8 条第 1 項の規定による許可に係る土地の埋立て等
- (17) 公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定による免許を受けて施行する工事に伴う土地の埋立て等
- (18) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けて行う建築に伴う土地の埋立て等
- (19) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 8 条第 1 項の規定による許可に係る宅地造成工事に伴う土地の埋立て等
- (20) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定による許可又は同条第 3 項の規定による届出に係る土地の埋立て等
- (21) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 10 条第 1 項の規定による許可又は同法第 14 条第 1 項の規定による届出に係る土地の埋立て等
- (22) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項、第 21 条第 3 項若しくは第 22 条第 3 項の規定による許可又は同法第 33 条第 1 項の規定による届出に係る土地の埋立て等
- (23) 静岡県自然環境保全条例（昭和 48 年静岡県条例第 9 号）第 13 条第 3 項の許可又は同条例第 15 条第 1 項の規定による届出に係る土地の埋立て等
- (24) 静岡県砂防指定地管理条例（平成 15 年静岡県条例第 35 号）第 3 条第 1 項の規定による許可に係る土地の埋立て等

(25) 静岡県盛土等の規制に関する条例（令和4年静岡県条例第20号）第9条の規定による許可に係る土地の埋立て等

3. 条例第5条第2項の規定による許可の申請を行おうとする事業主のうち、事業の内容及び規模が沼津市土地利用事業指導要綱（昭和52年沼津市告示第66号）第3条に該当する場合には、当該許可申請の前に、同要綱の規定による土地利用事業に関する承認申請書を市長に提出し、承認を受けるものとする。

4. 条例第5条第2項第4号（事業の施行期間）について、事業期間が1年以上となる場合は、1年経過時とそれ以降6ヶ月ごとに現地確認を行うものとする。

5. 条例第5条第4項の「許可の条件」として、必ず「事業の完了又は廃止後に、当該事業により周辺に悪影響を及ぼした場合又は与えた場合は、誠意を持って対応しこれを解決すること。」の条件を付すこととする。

また、事業期間が6ヶ月を超える場合は、「6ヶ月ごとに実施工程を記入し提出すること」の条件を付すこととする。

その他必要に応じて条件を付して許可する。

6. 施行規則第3条第2項に定める書類の提出については、様式第1号のほか下記のとおり定める。但し個別に必要と認める場合はこの限りでない。なお、農地改良として届出・受理された事業及び土地利用事業の承認を受けた（承認されることが確実な）事業については、第1号様式に実印を使用し、印鑑証明を添付することは不要とする。また、第4号様式、第6号様式、第8号様式、第12号様式及び第19号様式についても同様に扱う。

(1) 農地改良として届出・受理された事業（以下「農地改良事業」）

(16) 農地改良届出書類一式及び受理通知書の写し

(2) 土地利用事業の承認を受けた（承認されることが確実な）事業

(2)、(7)のうち隣接地関係者の同意書、(8)、(11)、(12)、(16)当該事業に係る土地利用事業の承認書の写し

(3) 搬入土砂が明らかに汚染されていないと認められる事業（(12)を省略できる）

搬入土砂が明確なもの（公共工事等の地山の掘削や床堀により生じた土砂で発生場所が明確な土砂を使用する場合）

(16) 搬入土砂の発生地の写真（着前）、誓約書（様式任意で申請に記した土砂以外を搬入しないことを明記）、許可後施行時に写真を提出すること（掘削・床堀中、事業地への搬入状況、土砂の写真）

(4) (7)の隣接地関係者等とは、仮登記権者、抵当権者、隣接地関係者等とする

- (5) (7)のうち隣接地関係人の同意が得られない場合（境界不調や不仲による）  
事業区域と接する境界が未確定や不調の場合、基本的には、境界を確定するものであるが、隣接地権者等関係者の主張する位置より下がった位置で尚且つ隣接地に影響を与えない範囲での事業であれば同意書を不要とできる。但しこの場合、申請図面に明記し、(16)誓約書を添付すること
- (6) (16)市長が必要と認める書類（農地改良以外に添付）
- ア 事業完了後の誓約書（様式任意で土地所有者及び申請者連名にて事業の完了又は廃止後に、当該事業により周辺に悪影響を及ぼした場合又は与えた場合は、誠意を持って対応しこれを解決することを記したことを明記）
- イ 隣接地権者の同意書が提出出来ない場合の誓約書（様式任意で土地所有者及び申請者連名にて事業中及び完了又は廃止後に、当該事業により隣接地及び周辺に悪影響を及ぼした場合又は与えた場合は、誠意を持って対応しこれを解決することを記したことを明記）
- ウ 関係自治会等への事前説明の経緯書
- エ 排水施設構造図（縮尺1/50～1/500）及び（縮尺1/10～1/20）
- オ 放流先水路流域図（縮尺1/2,500）及び断面図（縮尺1/100～1/250）及び構造図（縮尺1/10～1/20）
- カ (9)及び(10)に係る構造図（縮尺1/10～1/20）
- キ 水理計算書
- ク 緑化計画書
- ケ エ～クについては、土地利用事業の承認を受けた（承認されることが確実な）事業では省略することができる。
- コ エ～キについては、事業区域の面積が2000平方メートル未満の事業では河川管理者と協議の上、省略することができる

7. 条例第13条及び施行規則第10条について、農地改良届が受理された事業については、農林農地課の承諾を得た標識でも可とする。

8. 許可の取消しは条例第18条によるほか、条例第5条第2項第4号の施行期間が過ぎても未着手（条例第11条の開始の届出が未提出）であり、また、条例第8条の変更許可の手続きを受けていない事業については、施行期間完了日をもって許可を取消すものとする。

9. 農地改良事業の完了検査については、沼津市の農地改良の取扱いに関する要綱第5条により、農地改良完了の提出・受理をもって完了検査に代えるものとする。

10. 事業が市街化区域と市街化調整区域の内外に渡る場合、以下のような取り扱いとする。

①市街化調整区域内の数値が基準を超える場合、全体の計画を提出させること。

②市街化調整区域の数値が市条例の基準内で、市街化区域と市街化調整区域に渡る数値の合計が、県条例の数値を超える場合、県条例の適用とする。

③市街化区域と市街化調整区域の数値がそれぞれ基準内で、かつ全体でも県条例の基準を超えない場合、どちらの条例も適用はされないが、念のため、場所、時期、連絡先などを聞いておき、実際の数値を確認するものとする。

11. 事業について、区域の面積が 500 m<sup>2</sup>以上、かつ、盛土の高さが 1 m以上、または、土砂等の量が 500 m<sup>3</sup>以上でない場合、条例の適用はされないが、念のため、場所、時期、連絡先などを聞いておき、実際の数値を確認するものとする。

12. 施行規則別記第 1 土質検査基準の 1 第 3 号の別途協議は、環境政策課との協議とする。

13. その他

この運用基準に定めが無い事項が生じた場合は、その都度、計画課長の指示により処理する。また、条例や施行基準の改定やその他関係法令等の改定が生じた場合は、その都度運用基準を改定する。